

## 秋田県農業農村整備事業の環境に係る情報協議会設置要領

### (設 置)

第1条 「環境との調和への配慮」に基づいた農業農村整備事業の推進を図るため、客観性、透明性を確保しながら事業と環境との調和に関する事項について検討を行う農業農村整備事業の情報協議会（以下「環境情報協議会」）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 環境情報協議会は、農業農村整備事業計画審査委員会（以下「審査委員会」という）が提示する県営又は団体営事業地区の当初事業計画及び変更計画等の内容について、次の事項について協議し、必要な指導・助言を行う。

- (1) 田園環境整備マスタープランとの整合について
- (2) 環境に配慮した事業実施方法について
- (3) 新規事業計画地区の環境調和に関する事項について
- (4) その他、環境との調和に配慮した事業推進に必要な事項について

### (組 織)

第3条 環境情報協議会の委員は農業農村整備事業、環境等に関する学識経験者及び地域住民代表等の5名程度をもって構成する。

- 2 委員は農林水産部長が委嘱する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に事故ある時は、その委員を補欠する。  
ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

### (委 員 長)

第5条 環境情報協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、各委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長に事故ある時は、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 環境情報協議会は農林水産部長が招集する。

- 2 委員長は、環境情報協議会の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

(事 務 局)

第7条 環境情報協議会の事務局は、農林水産部農山村振興課内に置く。

(委任規定)

第8条 この要領に定めるもののほか、環境情報協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が環境情報協議会に諮って定める。

(附 則)

この要領は、平成14年4月4日から施行する。

最終改正 この要領は、平成18年10月2日から施行する。